

質問第八一号

平成二十三年度税制改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年二月十八日

若林健太

参議院議長 西岡武夫殿



平成二十三年度税制改正に関する質問主意書

平成二十三年度税制改正について、以下のとおり質問する。

一 相続税における死亡保険金の非課税措置の見直しについて

相続税における死亡保険金の非課税措置は、本来、納税資金の確保、借入金返済、遺産分割資金の確保という観点から、実務上は現金資金を確保するという意味で非常に有効に機能してきた。このため、法定相続人は等しく権利を有するべきであると考えますが、平成二十三年度税制改正において、算定の基礎となる法定相続人の範囲を絞った根拠は何か。政府の見解を示されたい。

二 所得税における給与所得控除の上限設定について

所得税における給与所得控除には、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の二つの性格があるとされているが、平成二十三年度税制改正において、各々二分の一であることを明確化するとした論拠は何か。政府の見解を示されたい。

右質問する。

